

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

宅建 2025 総合講義 権利関係 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
153	Question 3 解説文	× 保証債務が無効であったとしても、主たる債務には影響はありません。	× A B間の契約が無効であった場合、主債務は無効となるため、付従性により C の連帯保証債務も無効となります。そのため、C は1,000万円の債務を負うことにはなりません。 これに対して、A C間の契約が無効であったとしても、保証債務の無効は主債務には何ら影響を与えません。そのため、B は1,000万円の債務（借入金返済債務）を負うこととなります。 ※ 解説文全体の差替えをお願いします。	25/6/11

宅建 2025 総合講義 宅建業法 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
45	(5)イ 従業者名簿の記載事項表[従業者名簿の記載事項]	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>依頼者の氏名</td></tr> <tr><td>②</td><td>従業者証明書番号</td></tr> <tr><td>③</td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>④</td><td>主たる職務内容</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>取引士であるか否かの別</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>当該事務所の従業者となった年月日</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日</td></tr> </table>	①	依頼者の氏名	②	従業者証明書番号	③	生年月日	④	主たる職務内容	⑤	取引士であるか否かの別	⑥	当該事務所の従業者となった年月日	⑦	当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>依頼者の氏名</td></tr> <tr><td>②</td><td>従業者証明書番号</td></tr> <tr><td>②</td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>③</td><td>主たる職務内容</td></tr> <tr><td>④</td><td>取引士であるか否かの別</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>当該事務所の従業者となった年月日</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日</td></tr> </table> <p>※ 「③ 生年月日」の削除をお願いします。</p>	①	依頼者の氏名	②	従業者証明書番号	②	生年月日	③	主たる職務内容	④	取引士であるか否かの別	⑤	当該事務所の従業者となった年月日	⑥	当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日	24/11/6
①	依頼者の氏名																															
②	従業者証明書番号																															
③	生年月日																															
④	主たる職務内容																															
⑤	取引士であるか否かの別																															
⑥	当該事務所の従業者となった年月日																															
⑦	当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日																															
①	依頼者の氏名																															
②	従業者証明書番号																															
②	生年月日																															
③	主たる職務内容																															
④	取引士であるか否かの別																															
⑤	当該事務所の従業者となった年月日																															
⑥	当該事務所の従業者でなくなったときはその年月日																															
49	CHECK「標識の掲示（事務所以外の場所）」	専任の取引士の設置義務のある案内所等については、標識に「専任の取引士の氏名」を表示しなければなりません(50条1項、施行規則19条2項2号、5号)。	※法改正に伴い、標識に「専任の取引士の氏名」を表示する必要がなくなりました。 そのため、該当のCHECKすべてにつき削除をお願いいたします。	25/8/13																												

50	CHECK「成年者である専任の取引士の設置①」第2段落	この場合において、Aがその案内所に専任の取引士を設置したときは、Bは専任の取引士を設置する必要がありません。	この場合において、Bがその案内所に専任の取引士を設置したときは、Aは専任の取引士を設置する必要がありません。	25/7/9
61	CHECK 1行目	宅地建物取引業者名簿の記載事項に変更があった場合における……	免許申請書に記載した事項 に変更があった場合における……	24/11/6
63	表⑥ 1行目	④の期間内に合併により消滅した法人又は……	⑤の期間内に合併により消滅した法人又は……	24/11/6
81	CHECK 第2段落以降	……国土交通大臣に対して直接行います。 免許の申請や免許換えの申請、案内所等の届出とは異なりますので、注意しましょう。	……国土交通大臣に対して直接行います。 免許の申請や免許換えの申請、案内所等の届出とは異なりますので、注意しましょう。 ※ 第2段落全体の削除をお願いします。	25/2/12

宅建 2025 総合講義 法令上の制限 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
59	(2) 制限の内容 下から5行目	……後述する市街地開発事業等予定区域の区域内における制限よりも……	…… 市街地開発事業等予定区域の 区域内における制限よりも……	25/8/13
140	Question 4 解説文	× 木造建築物は、階数3以上、延べ面積500㎡超、高さ13m超、軒高9m超のいずれかに該当すれば、大規模な建築物に該当し、その大規模修繕をする場合は、全国どこでも建築確認が必要になります。	× 階数2以上、または延べ面積200㎡超の建築物は、その大規模な修繕を行う場合には建築確認を受ける必要があります。本間の建築物は「3階建て」で「延べ面積500㎡」ですから、本間の場合、建築確認を受ける必要があります。 ※ 解説文全体の差替えをお願いします。	25/6/11

宅建 2025 総合講義 税その他 テキスト訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
21	(3) 納税義務者等への証明書の交付等 7行目以降	……固定資産課税台帳に登録された価格などについて不服がある場合においては、……	……固定資産課税台帳に登録された 価格 について不服がある場合においては、……	25/9/10

以上